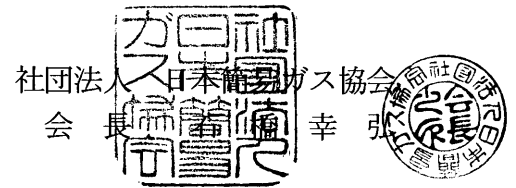


日簡発第19-8号
平成19年3月19日

全国消費者団体連絡会
PLオンブズ会議 殿



貴連絡会からの要望書への回答書

私ども社団法人日本簡易ガス協会及び弊協会の会員である簡易ガス事業者は、一連のガス機器事故につきまして、ガス機器メーカーのみの問題ではなく、ガス業界全体の問題であるとの認識の下に、現在、諸施策の実施、事故防止のための検討を行っております。

貴連絡会からの諸要望に関する弊協会及び簡易ガス事業者が、現在実施及び検討を行っております取り組みにつきましては以下のとおりでございますが、事故撲滅等の保安の確保は私どもガス事業の根幹を成すものであることを肝に銘じ、保安の確保に資する取り組みを強化してまいります。

1. 事故製品のメーカー名、製品名などの具体的情報の提供

経済産業省では、本年2月に事故情報の公表基準を定め、ガス・石油機器による死亡事故、重症病事故などの重大事故に関しては、各ガス事業者からの報告に基づき、直ちにメーカー名、型式を含め全ての事故情報を公表することとされ、事故に関する具体的情報の把握が可能な仕組みとなりました。

また、同省においては、さらに、去る3月13日に各ガス事業者から報告されたこれまでのガス消費設備に関する事故の概要について、メーカー名、製品名などを公表し、情報公開の徹底が図られております。

弊協会としまして、今後ともガス事業者からの事故情報の速やかな報告の徹底を促すとともに、ガス機器メーカーとの情報共有やその事故原因等を会員事業者へ周知し注意喚起を行うなどによりお客様の保護と事故撲滅へ向けて努めてまいります。

また、ガス業界全体の活動として、ガス事業者が経済産業省へ報告する事故の中で、誤使用による事故で、特に頻度が高く危険な事例についての抽出・分析を行い、お客様に分かりやすい注意喚起の方法等の情報発信活動について検討を行っております。

2. 速やかな製品回収、点検・修理及びお客様への注意喚起について

製品の点検や製品の取り替えにつきましては、弊協会を含めたガス業界とガス機器メーカーにおいては換気徹底に関するチラシ等による周知及びお客様から要望があった場合の無償点検を実施中です。さらに、無償点検時にガス機器に異常が発見された場合は、そのガス機器についての注意喚起や使用の禁止などについてご説明しております。

なお、現在の無償点検対象機器は、①不完全燃焼防止機能なし半密閉式湯沸器・風呂釜、②開放型小型湯沸器（不完全燃焼防止機能付きインターロック機能なし）、③金網ス

トープ、となっております。

換気の徹底など、ガス機器使用時に関する注意など、お客様への注意喚起につきましては、従来から各ガス事業者がチラシや法定点検時などを通じ行っておりました。しかしながら、昨年、経済産業省から瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒事故が過去に多数発生した旨の公表があったことを受け、これまで行ってまいりました周知に加え、より分かりやすく徹底した周知を行うことを目的に、ガス業界とガス機器メーカーとが一緒になり、不完全燃焼防止機能なし半密閉式湯沸器・風呂釜、小型湯沸器に関する安全周知チラシ等の配布などを行いました。

さらに、経済産業省においては、不完全燃焼防止機能なし半密閉式湯沸器に係るお客様に対する周知に関する法規則が強化され、3年に1回の周知から1年に1回へと強化される予定ですが、加えて、簡易ガス業界としましても、不完全燃焼防止機能なし風呂釜（半密閉型）に対する周知頻度を3年に1回の周知から自主的に短縮すべく調整してまいります。また、小型湯沸器のCO中毒事故の発生に鑑み、本年3月を目途に、対象機器を開放型小型湯沸器（不完全燃焼防止機能付きインターロック機能なし）、金網ストープとしたお客様に対する緊急周知を実施中です。

3. ガス機器買い替え促進策に係るお客様の負担軽減

ガス機器買い替えの促進につきましては、ガス事業者やガス機器メーカーにより内容は異なりますが、より安全性の高い機器への取り替え促進策を実施しております。

ガス機器メーカーにおける下取り施策が行われているところもあることから、ガス事業者もガス機器メーカーにおける施策の内容を取り替え対象となるお客様に周知を行うなど、取り替え促進を図っております。

賃貸集合住宅の取り替え施策等につきましては、ガス業界全体として、国・消防や消費者団体を交えた「あんしん高度化ガス機器普及開発研究会」（別紙）を昨年12月に設置し、その具体策について検討中です。

4. 製品事故内容の全容と原因究明の公表と被害者救済について

前記1. に記載いたしました。経済産業省において去る3月13日から重大事故に係る全ての事故概要の公表が実施され、情報公開の徹底が図られております。

5. 事故情報収集・原因追究・対策を推進するための社内体制の整備

社内における事故情報の共有化やガス機器等に関する教育をさらに徹底し、また、ガス機器メーカーとの情報の共有化や原因究明に努め、事故の撲滅に向け努めてまいります。

なお、貴連絡会からの平成19年2月28日付・要望書の諸要望につきましては、弊協会といたしましても真摯に受け止め、業界が一丸となり一層のガス保安確保のため努力してまいります。

以上